

物品の供給及び単価等に関する契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、物品の供給及び単価等について、次のとおり契約を締結する。

第 1 乙は、甲に対し、末尾の表に掲げる物品を供給するものとする。

第 2 契約期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 3 契約保証金 金 円

第 4 甲は、契約物品を購入する場合は、その都度、数量、納入場所及び納入期限を定めて、乙に購入の申込みをするものとする。

第 5 乙は、甲から契約物品の購入申込みがあったときは、末尾の表に掲げる単価をもって、甲の指定した場所及び期限内に、その都度申込数量を納入するものとする。

第 6 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、速やかに物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いの上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。

2 乙又はその指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、代理人を立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、第 1 項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとする。

4 第 1 項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。

第 7 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第 6 の定めるところによる。

第 8 乙が行う代価の請求は、納入した月の初日から末日までの分をとりまとめて、当該納入した日の属する月の翌月に行うことを常例とするものとする。ただし、納入の都度請求することを妨げない。

2 乙は、請求額の計算において、契約単価に数量を乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲は、前 2 項の規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内にその代価を支払うものとする。

第 9 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第 8 第 3 項に定める代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、当該代価につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 10 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりそれぞれの納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、当該納入期限までに納入しなかった数量に係る代価相当額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第 11 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由なく、第 11 第 1 項の履行の追完を行わないとき。
- (3) 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (4) その他乙又はその代理人が、この契約に違反したとき。

第 13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が、契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が、債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第 12 の規定による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 14 第 12 又は第 13 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第 14 第 12 又は第 13 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として第 1 に規定する契約単価に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

第 15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第 16 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に規定する信用保証協会及

び中小企業信用保険法施行令（昭和25 年政令第350 号）第1 条の3に規定する金融機関
に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払による弁済の
効力は、会計規則（平成4 年岩手県規則第21 号）第38 条第2 項の規定により会計管理者
が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第 17 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲がその不適合を知ったときから1
年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、
契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合
を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第18 第5に定める単価は、税法等の改正による場合、又は経済変動により適当でないと思
められるときは、甲、乙協議のうえ改定することができる。

第19 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、
甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1 通を
保有するものとする。

令和7 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
沿岸広域振興局長 小國 大作 印

乙

印

品 名	規格・品 質	銘 柄	単位	単 価
凍結抑制剤 (塩化ナトリウム)	1 t /袋 仕様書の とおり		袋	円 (うち消費税額 円)

備 考 単価欄の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

注 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25 年法律第264 号）第2 条第1 項の中小企
業者以外の者である場合は、第16 第1 項ただし書及び第16 第2 項の規定の記載を要しな
いこと。